

東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

東大和市地域包括支援センター条例（平成17年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 法第115条の46第1項に規定する事業のうち、次に掲げるもの（以下「包括的支援事業等」という。）

ア 第1号介護予防支援事業（法第115条の46第1項の厚生労働省令で定める事業に係るものを含む。以下同じ。）

イ 法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業

ウ 厚生労働省令で定める事業（第1号介護予防支援事業に係るものを除く。）

第3条第2号中「介護予防支援」を「介護予防支援事業」に改める。

第6条第1項中「包括的支援事業等を利用する」を「包括的支援事業等（第1号介護予防支援事業を除く。以下この項において同じ。）を利用する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第1号介護予防支援事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市が行う介護保険の居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号ニに規定する居宅要支援被保険者等をいう。）

(2) 前号に掲げるもののほか、地域包括支援センターにおける第1号介護予防支援事業を行う必要があると指定管理者が認める者

第6条第2項の次に次の1項を加える。

3 介護予防支援事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市が行う介護保険の居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）

(2) 前号に掲げるもののほか、地域包括支援センターにおける介護予防支援事業を行う必要があると指定管理者が認める者

第7条中「介護予防支援」を「第1号介護予防支援事業又は介護予防支援事業」に改める。

第9条第1項中「介護予防支援」を「介護予防支援事業」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。